

基本計画（調査・統計に対する協力）見直しの方針（案）

1. 共通事項

(1) 省庁ごとに統計調査の分野で 2020 年 3 月末までに行政手続コストを 20%削減する必要があるため、以下の種類のいずれかに該当するように見直すとともに、統計調査ごとの目標や削減に向けた具体的なスケジュールを基本計画に記載すべき。

① 報告者数の縮減、調査項目の削減、行政記録情報による代替等を相当程度行うことにより、20%削減が可能となると考えられる類型

- ・調査対象事業所を 10 万事業所から 7 万 8,500 事業所に縮減（「最低賃金に関する実態調査」（厚生労働省））
- ・全数調査から標本調査へ移行（「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省））
- ・行政記録情報や他の統計調査により把握可能であるため、調査票（従業者票）の廃止（「病院報告」（厚生労働省））

② 相当数の有効な削減方策の組み合わせにより、20%削減が可能となると考えられる類型

- ・調査事項の限定、調査対象数の縮小、オンライン利用率向上、プレプリント、記入要領等の作成・改善、調査項目の定義の明確化（「容器包装利用・製造等実態調査」（農林水産省、経済産業省））
- ・調査対象の集約（製造販売事業所のみ）、不要な調査票及び項目の廃止、記入要領の全面改訂、用語の定義の明確化、製造販売事業所については全面オンライン化（報告者の利便性の高いシステムの開発）（「薬事工業生産動態統計調査」（厚生労働省））

※なお、包括的な取組方針のみ示している省庁（経済産業省、国土交通省、文部科学省）については、上記の観点を踏まえて、個別項目ごとの記載を求める。

(2) オンライン化(※)が未導入の統計調査については、「政府統計共同利用システム」を活用して、オンライン化を導入すべき（仮にオンライン化が導入できない場合には、その理由を明記のこと）。また、既にオンライン化を導入済みの統計調査も含め、オンライン回答率の現状分析とオンライン回答率向上の具体的な方策を設定した上で、オンライン回答率の目標を設定すべき。

※ここでいう「オンライン化」には、メール等は含まない。

(3) 既に把握している事業者情報等について、プレプリントを原則とすべき。

※なお、これまでに実施したコスト計測結果について提出を求める。

2. 個別事項（経済団体からの意見等への対応）

（1）基本計画の対象となっていない大規模統計調査の取扱い

- ・統計改革の対象・・・「経済センサス」（総務省、経済産業省）、「工業統計調査」（経済産業省）、「商業統計調査」（経済産業省）、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）
- ・平成 29 年度に実施しない調査・・・「法人土地・建物基本調査」（国土交通省）（5 年周期、直近は平成 25 年に実施）

※基本計画の対象となる統計調査の年間件数（合計）が 228 万件に対し、上記 5 統計で約 1,500 万件となる。

（対応方針）

上記 5 統計については、基本計画の策定対象に追加する。その際、削減目標（20%）については、「統計改革推進会議最終とりまとめ」に基づく基礎統計の拡充・改善の増加分はコスト削減の対象外のものとして取り扱う。

初回のコスト計測は直近の統計調査において実施し、次回のコスト計測は拡充・改善後に実施する。なお、毎年実施しない統計については、調査周期に応じて、取組を行うこととする。

（2）類似調査の集約・一本化（ワンスオンリー）

- ・「職種別民間給与実態調査」（人事院）、「民間給与実態統計調査（国税庁）」、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

（対応方針）

関係省庁に検討を促し、回答を求める。

※上記以外についても、必要に応じて、検討を求めることとする。

以上